を「当期首残高」に改め、同様式第六1②中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六1②記載上の注意2中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六1③中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六1③記載上の注意1中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六1④及び⑤ロ中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六1⑥中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六1⑥記載上の注意5中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同記載上の注意6中「「前期末残高」を「、「当期首残高」に改め、同様式第六1⑧イ①から⑧まで及び⑫中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六1⑧ロ①から③まで中「前期末保有高」を「当期首保有高」に改め、同様式第六1⑧ヘ②及びト②中「前期繰越高(A)」を「当期首繰越高(A)」に改め、同様式第十記載上の注意に次のように加える。

5　遡及適用又は誤謬（びゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第六号(1)第十記載上の注意の次に次のように加える。

（参考）自己資本に関する補足データ　（単位：千円）

項　目	当期末
繰延ヘッジ損益	
うちキャッシュ・フローヘッジに係る評価損益	
繰延税金資産（グロスの金額）	
うち繰越欠損金に起因するもの	
うち評価性引当額（△）	
繰延税金負債（グロスの金額）	
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI／Oストリップス	
うち自己資本控除となる証券化エクスポージャー	
うち信用補完機能を持つI／Oストリップス	

(注)1　「キャッシュ・フローヘッジに係る評価損益」は、貸借対照表上の繰延ヘッジ損益のうち、キャッシュ・フローを固定するヘッジ取引に係る繰延ヘッジ損益（税引後）を記載すること。

2　「繰延税金資産（グロスの金額）」及び「繰延税金負債（グロスの金額）」は、繰延税金資産と繰延税金負債とを相殺する前の金額を記載すること。

別紙様式第六号(1)第十付表1中

「18　信用保証協会等及び株式会社企業再生支援機構による保証付」を

「18　信用保証協会等による保証付」に、

22　証券化（オリジネーターの場合）	20～100								
23　証券化（オリジネーター以外の場合）	20～350								

を

22　証券化（オリジネーターの場合）	20～225								
（うち再証券化）	40～225								
23　証券化（オリジネーター以外の場合）	20～650								
（うち再証券化）	40～650								

に改め、同付表記載上の注意11中「及び株式会社企業再生支援機構」及び「のうち信用保証協会等による保証付の対象」を削り、「及び漁業信用基金協会」を「、漁業信用基金協会、株式会社企業再生支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」に改め、同記載上の注意に次のように加える。

14　遡及適用又は誤謬（びゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第六号(1)第十付表2中

「（うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）」を

「（うち経過措置を適用する元本補塡信託契約）」に、

「（うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約）」を

「（うち経過措置を適用しない元本補塡信託契約）」に、

11　派生商品取引	—						
(1)　外為関連取引	—						
(2)　金関連取引	—						
(3)　金利関連取引	—						
(4)　株式関連取引	—						
(5)　貴金属（金を除く）関連取引	—						
(6)　その他のコモディティ関連取引	—						
(7)　クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）	—						
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果（△）	—						
12　長期決済期間取引	—						
13　未決済取引	—						
14　証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0～100						
15　上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100						

を